アイデア次第で2倍も稼げる驚きの遊休不動産再生術

賃貸不動産オーナー向け経営情報誌

平成4年8月10日第3種郵便物認可 平成29年10月1日発行

2017 10 月号 Vol.85



アイデア次第で2倍も稼げる 驚きの遊休不動産再生術

- ◎賃貸住宅の一部を簡易宿所に変更しただけで家賃の3倍も稼ぐ妙案
- ◎貸しスペースに改装した一軒家は月300人が利用する人気ぶり
- ◎地型の悪い土地でもトランクルームを設置すれば利回り15%は楽勝



その数年経過後に

借地人側は、この土地であと5年

くらいは今の菜務をやっていきた

などと言っていた。そこで、も

明け渡し請求する件で、地主三代目の社 長と友人の弁護士A氏が対話しました

う少し話を詰めて、期間満了の後

5年間という期間に限って土

りますね。 目社長、法学部で勉強しただけあ かに肝心だよね。さすがに、二代 反しないということが確 いや、日頃A先生から

Q&Aでお悩み解決

ないけど。 法といってもあまり詳しくは知ら いるおかげかな。ただ、借地借家 ろいろうるさく言われて

最短期間の制限がある 僧地借家法上は

ど、来年で30年の期間満了となるてて物販の営業をしているんだけ社で、そこに5階建てのビルを建

に貸しています。

ています。その借地人は会ほどの宅地をある借地人 弊社の所有している50坪

法定更新となるけど、この場合も 特に合意しなくても借地契約は 更新は最低でも20年間だ。また、 30年とされており、更新がされる。 質貸は、最少期間が決まっていて、 物所有の目的での土地のまず、借地借家法上は、建

土地を更地で売ろうかと考えてい

の先数年後に明け渡してもらって んだ。その際に、弊社としては、そ

弊社の要望を伝えておいたんだよ。 て、借地人の社長にそのあたりの

> 後の更新なら期間は10年だ。ここ 最初の更新なら期間は20年、その まではいいね。 そうそう、そうだったね。

権の場合であり、一般定期借地権 い場合がある。定期借地しかし、例外的に更新のない出したよ。

ているけど、借地偕家法などに反 地質貸借契約を締結したいと思っ

しないかな?

なるほど。借地借家法に

認められる、という話を聞いたけ 地契約でするにしても、期間は最 サイドが同意していても? 地契約は原則として認められない。 低10年、それに満たない期間の借 間が要求される。期間満了の機会 に新たな借地契約を事業用定期借 所有目的の場合だが最低10年の期 用定期借地権では、事業用建物の 50年の期間が要件だ。また、事業 では、居住建物所有の場合に最低 一時使用ならば、借地僣家法上も そうすると、5年間の借 地契約は無効? 借地人

認められるが要件は厳格 一時使用の借地契約が

条では、一時使用の借地確かに、借地借家法第25

仮散なので容易に撤去可能であり パラックなどがよく認められる。 とされる。 契約であれば、10年未満でも有効

偕地契約は、 それなら、 は、一時使用と、弊社の5年の

はならないかな。

用とします」などと契約書に記載とされている。だから、「一時使 理的理由が存在する場合に限る、が成立したと認められる客観的合 などの「一時使用」の判断基準は、となるものとされている。 最高裁いる期間に満たない契約でも有効 しているだけではだめだ。 にかぎり質貸借を存続させる合意 考慮し、賃貸借当事者間の短期間 設備、賃貸期間等の諸般の事情を 土地の利用目的、 な場合には] 借地借家法の定めて 地権を設定したことが明らか 置その他一時使用のた 条文上は、 地上建物の種類 「臨時設備の設

用」として認められているのか? と例示されているけど、 法文に「臨時設備の設置」 にどんな場合が「一時使 では、裁判例では具体的

借地契約の期限付き合意解約 判例上で認められた 法はないんだろうか?

だから。最高裁昭和37年2月6日 時的なものとしていることが明白 その性質からして当事者として

難だね。

そうか。

何か他によい方

も、一時使用と認められるのは困

後にその土地で医院を開業予定で 判決では、地主の長男が学校卒業

有で賃貸するにあたり、建物はバ そのときまでとして土地を建物所

定めていたケースで、

一時使用の

ている。

使用を条件とする明文を契約呰に ラック住宅に限定するとして一時

解約というものが判例上認められ 点で解約するという期限付き合意 悄が生じたときはその時 借地契約を将来一定の事

正当事由を要しないの? 約申し入れなどの場合と同様に、 解約するわけだ。 更新拒絶とか解 ほう。 途中で地主が借地契約を でも、それは期間の

京高裁昭和61年10月30日判決では、一時使用と認めている。他方、東ラック建設に限定した借地契約で、

たら明け渡してほしいと要望し借地の処分や自己使用の必要が生じ 地主が借地人に高齢なので将来土

軽量鉄骨造2階建ての建物を建て 地人も了解していたが、土地上に

ケースで、短期間の賃貸借の意思て家族と従業員十数名が居住した

用ではないとしている。 とは認められないとして、

こうした判例の流れからすると、

までの5年間取り壊しの容易なバ 息子の病院建設の計画が実現する 和32年7月30日判決でも、地主の借地契約と認めている。 最高裁昭

借地契約を解約するという合意だ。 を設定し、その期限の到来により が借地契約について一定の期限 付き合意解約とは、地主と借地人 ならそうだが、本件は違う。 に不利な条項は無効とされるので 借地借家法第11条によると借地人 問題となるよ。 この不利な条項に当たらないかの も任意に解約するという場合 中途解約条項によってい いや、地主が借地契約の 期限

家法の縛りが問題か。 とすると、やはり借地借

わけでしょ。

契約啓に5年の経過

で明け渡しますと記載されていて

建てのビルを所有し使用している 社長のケースだと、借地人は5階

この法律問題のカギとなる 当事者の解約の合理的意思が

合意に際して借地人が真実借地契 は、借地借家法のもとでも、その かの判例では、期限付き合意解約 認められない限り、借地人に不利 認められる合理的客観的理由があ 約を解約する意思を有していると な条項 = 無効とはされてい この法律問題のキーはね、合理 しかも他に不当とする事情の 判決をはじめとする幾つ 最高裁昭和4年5月2日 ない。

思っていたと認められることだ。 将来の一定期限に解約してよいと 的客観的にみて、地主も借地人も て さっきの最高裁昭和44年の判決で された。その際、6年後の地上建 の到来とともに解約する合意がな 物の価格をもって地主が借地人か ら建物を買い取り、その代金を資 ているから有効とされた。 地質借人が真実解約の意思を有し 的で合意したものと認められ、 金として借地人が他に転出する目 従前の土地質貸借契約につい 6年後に一定期限を設けてそ

弁膜士

23日判決では、土地質借人が、所 有物件を地主に買い受けてもらい それから、最高裁昭和47年6月

> 弁護士を立てて交渉し、土地賃借 の賃借土地の明け渡し請求がな 資金化する条件として、地主から 地質借人が真実解約の意思を有し渡す旨の合意をしたケースで、土 され、それに対処するのに代理人 なったときは、直ちに土地を明け 人が他の営業の場所を得るように も5年後に解約してよいと思ってて、合理的客観的にみて、借地人 が他で営業ができるような形にし の建物を買い取り換価して借地人スでも、たとえば5年後に借地人 ていると認められた。社長のケー ことが必要かな。 いたと説明できるようにしておく

がとうございます。 なるほど、 い勉強になったよ。 いろいろとよ あ

铁珠岩

飯沼総合法律事務所 (東京都中央区) 児玉 醸

Profile 東京大学法学部卒業。昭和62年第一東京弁護士会 に弁護士登録。飯沼総合法律事務所パートナー。 主たる業務分野は不動産取引関係の法務、企業法務 相談・過言の法務、著作権・知的所有権の法務など。